

お客さま 各位

## 「未利用口座管理手数料」新設のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当金庫では、長期間利用いただいていない口座が不正利用されることによる被害を防止するため、令和3年(2021年)4月1日(木)以降に開設される全ての普通預金口座(総合口座を含む)および貯蓄預金口座について、下記の通り「未利用口座管理手数料」を新設させていただくとともに、対象となった未利用口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合の「自動解約」に関する規定を新設いたします。また、本手数料に関連し、一部規定を改定いたします。

今後とも、お客さまの多様なニーズにお応えするため、様々な商品・サービスの提供に努めて参りますので、何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 適用対象口座

令和3年(2021年)4月1日(木)以降に開設された普通預金口座(総合口座を含む)および貯蓄預金口座(令和3年3月31日(水)以前に開設された口座は対象になりません。)

#### 2. 未利用口座となる口座

最後のお取引から2年以上、一度もお取引が無い口座が対象となります。

(お取引には、ご入金(当該口座の利息入金を除く)、払戻し(本件手数料の引落しを除く)、記帳等が含まれます。)

ただし、次の口座は未利用口座の対象から除きます。

- ・預金残高が10,000円以上の口座
- ・同一支店にご融資取引があるお客さまの口座(※)
- ・同一支店に定期性預金、国債、投資信託等の取引があるお客さまの口座(※)

※「顧客番号」が異なる場合は異なるお客さまと看做します。

※盗難、紛失などにより利用停止されている口座も対象とさせていただきます。

#### 3. 未利用口座となった場合のお取扱い

(1) 対象口座をお持ちのお客さまに対し、当金庫にお届出いただいているご住所へ「ご案内」を郵送いたします。

(2) 「ご案内」を郵送した月の翌々月まで引き続きお取引が無い場合、郵送した月の3か月後に本手数料を引落しいたします。

(3) 引き続き、お取引が無い場合は、翌年以降も本手数料を引落しいたします。「ご案内」は、対象となった最初の年のみ郵送し、翌年以降は郵送しません)

(4) 引き続き、お取引が無く、(あるいは(2)の時点で)本手数料に満たない残高であった場合、残高全額を本手数料の一部に充当し、当該口座を自動解約いたします。

※自動解約させていただいた口座の再利用はできません。

#### 4. 未利用口座管理手数料

年間1,320円(消費税込み) ※ご負担いただいた未利用口座管理手数料のご返却には応じかねます。

※本手数料は、2年以上お取引が無く、上記未利用口座となった場合にのみご負担いただくもので、日頃ご利用いただいているお客さまの口座は対象になりません。

以上